

## 第16回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成21年5月7日（木）午後2時00分～3時30分

場 所：大口町役場 2階 会議室

### ■開会

#### [委員長あいさつ]

GW開けの忙しい最中にお集まりいただきました。条例は、先回も申し上げたようにもう大詰めのところまで来ています。これから報告があると思いますが、意見徴収の途中経過ということ。この間、私も個人的に感想を述べさせていただきましたし、それから昇先生にもお話を伺ったということです。前回申し上げましたが、骨子をブラッシュアップする所があるかと思います。基本的には「これで良い」というところまで来ていると思うんですけど。一番は、住民自治基本条例、つまり憲法としての備えるべき内容としては少し細かすぎるとの話と、大事なところが抜けているということの二つ。それからもう一つは、地域自治組織の問題ですね。行政区のところ、現行のものをそのまま地域自治組織としてしまうのではなくて、新しい形で、地域自治組織つまり域内分権という形をもう少し詰めていく必要があると思います。そちらはそちらで少し研究していく必要があると思います。それから、子どもの参加についてはずっと言ってきましたが、取り入れていただきました。問題は、住民投票のところ。条例としての体裁はよく分からないんですが、いずれにしても、主権者である町民の皆さんがどう思っているか。そういう意味で、なるべくたくさんの人から内容について忌憚のない意見をいただければと思います。少々時間的に慌ただしいですが、皆さんにもご協力をいただきたいと思います。

#### [町長あいさつ]

改めまして皆さんこんにちは。いよいよ住民参加条例の本番だと、そういう感じがしています。19年の7月から今日まで足かけ2年にわたってご協力をいただきました。いろんな事があったと思うわけですが、良いものができあがってきたなど、そういう感想です。これを議会にかけ大丈夫かなという一末の不安も感じますが、見てみますと、よくここまで来ていただけたなど、改めて敬意を表するところであります。

先程、先生からお話がありましたけれど、我々は今、この条例を基に、大きく大口町の組織づくりを変えていこうと考えています。とりわけ、地域と行政の関わり合いを分権の形でできないものだろうか、従来のような区制度に従って権限あるいは財源を任せることができないだろうか、いやいや新しい形で校区ごとに3つに割ってそれを実施できないか、こういうことを考えるわけであり。具体的にそういうことを考えることによって、この条例をもう一度見直すきっかけになるかもしれませんので、そういった観点からもう一度作り直してもらい、これも一つの方法かということは今考えています。いずれにしても住民が主役のまち、この町をどうして作っていくかという中心になっていくのがこの条例ですので、この条例によって今までの制度を見直していく、そういう一つの基準にしていきたいと考えています。時間の押し迫ったところではありますが、叡智を絞っていただいてご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

## 〔議 題 1〕 参加と協働のまちづくり条例（案）について

委員長

それでは、議題に従って進めていきたいと思います。

主任

※意見公募手続（参加と協働のまちづくり条例案に対する意見等の募集）の状況について報告

委員長

今のところ一件もありませんか。

主任

ありません。広報で織り込むことができなかつたものですから、HPの他に、主要施設の窓口と、町民活動プレセンター「まかせて広場」に置かせていただいています。

部長

後、広報無線で意見を募集していることを流しています。また、「まかせてネット」の皆さんからは意見を出してくださると伺っています。

委員長

その辺が心配です。最終的にどれだけ町民の意見が寄せられたのかと、議員さんは言いそうな気がするのです。

それから、条例案を職員の皆さんに配って意見をいただいて、皆さんから大変細かくいろんな良い意見が出ています。その辺も説明をお願いします。

主任

※資料「参加と協働のまちづくり条例（案）に対する意見等」に基づき説明。

職務代理者

基本的には、この委員会でどう答えるかということだと思います。それをディスカッションしておかないと。いくら意見が出てこようが、皆で意見を聞いてそれをどうするか。事務局も困るんじゃないですか。

主任

おっしゃられるとおり、意見をもらえばなしにしていたら、地区懇の時に言われたことと同じなので。いろんな意見を受けて、どういう方向でまとめあげていくかというところは、今日委員の皆さんの意見を改めて伺って、それを受けて最終案としてまとめていければと思いますが。

職務代理者

ここに書いてあることが基本的に大事な話と受け止めると、ここら辺で委員さんたちが意見を言っておかないと。最後は個人的な感覚で行ってしまいますから。私自身は、職員の意見は非常に基本的なところを踏まえていて、細かいところも考えておく必要があるんじゃないかと思うんですね。

一番下の所の「しかし」「そして」の使い方も、私の言葉の癖かなと思ったりもしますが、次の文章を見た時に、また「そして」があるんですね。だから、そんなに神経質にならなくてもという気がします。

#### 委員長

大きくは、住民投票制度。ここを書き込むか、もう少し細則に任せるという形にしておいて、大枠とするか。「やりますよ」というだけではしょうがないので、「何日間かの期間を設けて」とかそれぐらいにとどめるか。日数がかかり細かいので。あるいは何人とか。そういう話です。もっと大きくは、住民投票条例を別建てで、これと一緒にという方法もあるわけです。そういうあたりで。それからもう一つは行政区ですね。11区の名前がズラズラっと上がっていますが。

#### 主任

職員の意見は、これから大口町の地域自治の在り方を考えていく時に、町民が主体になって自治を築いていくためには、役場が全部やっていくという時代ではなくて、その方たちが中心になって進めていけるような権限だとか財源を委ね、それを使いながらまちづくりを進められる仕組みを作っていかなければならないと。その地域自治組織の在り方が、必ずしも今の区である必要はなくて、もっと小さな集落である場合もあれば、小学校区ぐらいの単位で協議会を作ってそこが受け皿になる可能性もある。そういう様々な可能性がある中で、ここで地域自治組織を行政区として定義してしまうのはどうでしょうという意見です。

#### 委員長

もう少し緩やかに地域自治組織を捉えて、場合によっては小学校区単位で協議会をつくり、いろいろ議論されることがあるかもしれないし、もう少し小さい集落でいろんな提案が出るということもあるので。だから、その辺を行政区としてしまうよりは、もう少しぼんやりしておいた方が良いのかなという感じがします。

#### 部長

この部分が、用語の意味、定義なんです。定義ということになると「こういうことです」ということが基本的にははっきりしていて。今のこの状態ではっきり表そうとすれば、行政区が一番はっきりしていると。これから取り組みをしていこうという中で、将来的に小さくなるのか大きくなるのかは分かりませんが、地域自治を担えるような組織にしていきたいと。それが大きくなったり、小さくなったり、それをどう表すのかという問題と、それが今の条例の用語の定義として妥当かどうか、この2点だと思うんですね。

#### 委員長

今の例示としたようなものが表に出て固定されてしまうのは望ましくないという気がしますね。

#### 職務代理者

住民に一番近いのは現状の行政区、それにつながる集落がありますけれど。中学校の説明会は、学校区で行われましたが、そういうのと連動するという事ですから。それは、それぞれのある区が、3つなり4つなりに固まる可能性があるというぐらいで良いんじゃないでしょうか。今の自治区とその共同体というか、その可能性を入れておけば。変えてしまうというよりも、私は今の自治

区があって、それが3つぐらい束ねた協議会がつくられるというぐらいの前提で、既に中学校の説明会等ではやっておられるわけですからかまわない気もしますけれど。

#### 委員

現に11区あって、けどこれは今後、未来永劫11区が、大口町の存在する限りいくのではないと思いますと、そういうこともありうるということを何らかの形で表現をぼかしておいた方が良くないと私は思います。

#### 委員長

このまま固定されるのはあんまり望ましくないと思うんです。もう少し緩やかな地域自治組織。地縁組織というのは、ある所に住んでいる人たちという。だから両方をもっていると思うんですね。特に余野のように新しい住民がたくさん入ってくる、あるいは、入ってきたところとそうでないところでは意味合いが違ったりすると思うんです。あんまり、そういうところで固定してしまうと身動きがとれなくなるというか。本当は、地域自治組織研究会等で、今後も継続してそれをどうするかという辺りは条例の運用と絡めながらやる必要があると思うんですが。

#### 職務代理者

現状のものに「またはその共同体」と加えればどうでしょう。大きさがいろいろと違いますから。

#### 委員長

その辺の表現の仕方でしょうね。大きさが違ってても良いと思うんです。地域のつながりの中で共通の問題を取り上げて決めて提案していく。柔軟に扱えるような。そういうニュアンスを加えてほしいですね。

#### 職務代理者

地域懇談会でも、河北区では「私たちは萩島から来ました」というように、既にそういう形があるんです。それを自治区がもう少し2〜3まとまった形で町をしばるというようなことかなと考えていましたけれど。

#### 委員長

小さいところの固有の問題も起こると思うんです。その時に、大きいところで決まってしまって、「あなたの所、何言ってんの」ということは。小さいけれど、きちんと取り上げられていくというような形が望ましいと思うので、今の形で固定しない方が。地域自治組織というものの実態をうまく表現していただけると良い。それぞれが意見を出し合って全体が運営される。地域自治というのはそういうことだと思うんです。あんまり大きいところで、代表の方々を集めてどうこうということではなくて。小さいところでも「ああそうだね」という共感をみんなで共有できる。それを許せるような条例であっていただきたい。

#### 職務代理者

今は、各区の代表者が何かを決めていくというのはなくて、みんなの要望を聞いていくことに必死で汗を流していると思うんです。

委員長

大変でなり手がいないのが現実だと思うんですね。

職務代理者

むしろ区長さんと町の執行機関との関連、あるいは上意下達的な関連、そういう感じですね。

委員

もっと分かりやすくいえば、板挟みになって困っていると。

委員長

地域自治組織の在り方みたいなものをきちんと押さえて、輪番制でやられるところもあるようですが、地域の責任で交代でやっていきましようというような規則が出て、それで運用されていくような。これからそういう研究をしていくことも必要です。大事なことですから。

職務代理者

やらされるということを、皆さんに伝えなければならないということの方が大きいかもしれません。

委員

懇談会の時にもありました。町と各区の関係は対等であるべきだと思うんです。しかし現実には町の下請け機関なんです。そういう認識があると思っています、上意下達という。

委員長

条例は、かなり良い線を書いていると思っていますので、その辺をなるべく取り入れた修正というか。一番大事なところは地域自治組織と住民投票制度の部分。憲法か憲法でないかという話は、完全にこの町の憲法を備えているかといえば、それはない。それはそれで、何本か立ての条例があって補いつつ憲法的な条例になっている。もしかしたら住民投票条例が、その一つ。あるいは、議会条例ができるとすれば、そこにもう一つ。そういうことで、憲法であるためには、権力者に対する規制ですから、議会に対してもうちょっとしっかりしなさいよということも言っても良いのかもしれませんが。

委員

全協で説明された時、住民投票制度についての議会の反応はいかがでしたか。

部長

以前のまちづくり条例の関係で質問があり、これを参考にしたことはないとお答えしました。それから、例えば、自衛隊とかの基地が大口に来た場合に、「住民投票の対象になるか」とか、いろいろな例外規定があるんですけども、「例外とは何か」とか、そういう質問はありました。

委員長

議員懇談会に出た意見を整理していただけると良いですね。

町長

部長、あれを提案してくれないか。自治基本条例にした方が良くないかという。

部長

職員との議論の中で、そうした点を明確にしていくとするならば、名称を「基本条例」、そういう名称にしていくべきではないかという。大口町は、参加と協働をまちづくりの基盤に持つのであれば、結果としては、まちの最高規範としても良くないかという意見があります。

職務代理者

それが出て、サブタイトルに参加と協働のまちづくり条例ということに、そういう議論ですか。

委員

それで、住民投票は、別に住民投票条例としてつくっても良くないかという意見も出たんですね。

部長

5月5日に、昇先生と1時間ぐらいお話をする機会がありまして。先生には条例案を事前に送っており、「こののち」の「のち」は漢字ではないかとか、「まちづくりを変えます」という表現はどうか、という意見があったんですけど。こちらから、憲法のような位置づけの条例にしては手続きが細かいと感じられるので、その辺がアンバランスではないかというような意見が出ているという話をして、その後にお話をしたんですけど。そういう形にはこだわらないんですけど、どこまで細かく規定するかは、その町の住民の期待が決めるんだということでした。

※資料「議会全員協議会の概要」を配布

部長

大きくは、前文に関することと、今後、地区懇談会を開くかというような意見。

主任

住民投票については、ここまで規定する必要があるかということと、ここに書かれている規定で十分に対応することができるのかという2つです。

後、細かく制度を設けることによって、スピードが遅くなりたくないかという意見。

委員長

条例が長すぎるという意見も出されたんですか。

主任

区で配られる資料もA4版1枚程度にまとめないと叱られてしまうぐらいだということ。

部長

それは、もう少しまとめたもので、やってくださいということです。

#### 職務代理者

いろんな方の意見を聞いてブラッシュアップしていくというのは大賛成ですが、それだからといって基本的なところを変える必要は感じていないんですけど。憲法とは言いすぎだと言っても、憲法的だと、そういう考えだと言ってしまえばそれで良い。また直すなんてことは全然考えていないんですけど。

#### 主任

昇先生も、民意というのは量と質のクロスなんだと。そこで判断していくので、間違っても、アンケートをとって、多い方の意見でそちらの言う通りに直していくという安易な判断をしないようにと言われました。数が少ないとか、そういうことではなくて、いかに皆さんが、どういうことを考えてらっしゃって、委員の皆さんがどう考えているのか、有識者の方の意見も含めてこういった形が一番良いんだという。正解はないもんですから。

#### 委員長

細かいところはブラッシュアップしていくとしても、骨子としては、間違いのないものができていると思うので、皆さんのご意見を聞かせていただいて。

#### 部長

民意は広さと深さだという話がありましたが、地区懇の中で、またグループインタビューでいろいろな意見を聞き、一つひとつを考え、議会の質問にもきちんと答えられるような骨子をつくってきたと思うんです。その中で、役場というのは住民から言われたことを聞いても何も回答がないじゃないとか、そういうことも受け止めていく中で、参加と協働という条例の中に理念も制度もつくってきた。それをさらに、町長の専権事項にしてしまうのか、団体の考えとして定めていくのかということで、条例にするのか規則にするのかというところがある。基本的なところについては、団体の意思決定として、内部で変えることができないようなものをつくっていきたいというところがあって、そういうのも、委員の言われたことを受け止めていくとこういう形になるのではないかと思うので。

#### 委員長

骨子としてはこれで良いけれども、皆さんに意見を伺いたいと思います。

#### 職務代理者

私は、良いと思います。役場の職員から出てきた意見を見ますと、構造改革の効果は全面的に表れていると思います。前回申し上げたように、役場の中で精査して皆で考えてみるんだと。いろんな先生方からすれば、もっと格調高いものという声もあるでしょうけれど。事務局の答え方とかいろいろとあるもんですから。それに対して自信を持ってもらうように。再度、この条例案を読ませていただきましたけれども、そんなに変えていくことはなく、ここまできたんですから。ここまできた内容としては、かなり上出来じゃないかと思っています。

#### 委員

全体的には、ここまでのいろいろとやってきて、良いものだと思います。町長がいますからあえて言いますけれど、職員の方の意見も本当に一生懸命やっておられる。ただ、残念なのは、出たのが

二つの部だけで他の部が一つも出ていないというのが残念ですけど、これだけ出たというのは、大変良いこと。

委員長

他の部は出てきませんでしたか。

部長

同じ手続きで行いましたので。

委員

プレフォーラムの時も、関係の部課長さんだけの参加で、大変残念だと思いました。これが現実ですね。

職務代理者

浸透が大事です。ここまですれば、根はしっかりあるので地域振興課の想いで浸透していくと思いますよ。

委員

資料を先に送っていただいてありがとうございました。毎回毎回読んでいると、なるべく分かりやすく分かりやすくと言っていたところも、やっぱり分かりにくいんだなということが分かりましたので、町の方の意見も含めて、より一層分かりやすくすることの方が住民の方に対して優しいのかなと。それと、憲法という話があったので、どうかと思っていたんですけど、住民の立場からすると親近感のある条例になるのではないかという気がするんです。憲法のように書かれるより。よりいっそう優しく分かりやすいもので、皆さんに利用していただける、読んでいただける条例になったら良いと思います。より分かりやすい言葉をお願いします。

委員長

やさしい言葉で分かりやすくというのは良いんだけど、いざ何かあったときに解釈がたくさんできて法律用語としては困るということもあります。GWに憲法の日があって、テレビを見ていたら、ふるさと言葉に直した憲法ができたといって、おもしろいなと思っていたんですが。

委員

この職員の意見を見て、まず本当によく読んでくれているなと感心します。それからこの趣旨に沿って、行政側からの視点じゃないとか、上から見てるぞとか、その辺はありがたい意見かなと。それから、今日出た話題の中で3つ、私の個人的な意見を述べさせてもらおうと、憲法なんだからという意見が出ましたけれど、これを作っている過程でもともと条例の形にこだわるものではないということでしたから、憲法だからこうあるべきだということではなく、独自の表現で良いんじゃないかと思います。住民投票条例の話は、先回も外すか外さないかという話がありましたけれど、規則を別につくると言っていますが、これは作るんですよ。

部長

様式とか、条例で決める必要のないものは作ります。

委員

だとしたら、多すぎるんじゃないかと思います。これで全てなら仕方ないですけど、別に定めるのなら今回ここに入れるのは、住民投票を請求できるとか、我々が請求することができるんだということが分かってもらえたら。細かいところは別に。例えば、10分の1の署名があればできるとか、そういうことだけにした方が分かりやすいかと。これはちょっと長いかと思います。一住民、一読者からすると、ここだけ細かすぎるのももう少し簡素化して、後はこれで良いと思うので。

委員長

ポイントを抑えた時に、具体的に数値を入れなければいけないところはあると思うけれど。

委員

自治組織のことは私もよく分からないんですけど、区というのはもともと何なんでしょう。地域、エリアのことなんですか。

部長

大屋敷や豊田なんかは、昔の村で。それが合併して太田村になり、また周辺と合併して大口村になるという。

委員長

それが今も残っている場合もあるし、余野のように新しい人が入ってという。

委員

11区がそのまま残るかもしれないし、11が5になるかもしれないし。それならば、委員の言われた幅を持たせる表現が良いんじゃないかと思います。区が自治会なんですか。例えば栄だと、マンションごとに自治会があったりしますよね。それとは違うんですよね。

委員長

県営住宅なんかは、自治会が分かれていますね。

委員

そういう自治区の中にまた自治会がある。今回、それは対象にしていないんですよね。

委員長

だけど、自治区の中の自治会がどういう位置づけなのか、そういう話は出てくるので。

委員

それを包括できる表現の方が良いんじゃないかと思います。

委員長

例示としては良いんじゃないかと思うけれど。

## 委員

自治組織といっても、住民の方はピンとこないでしょうね。自治会と言われれば分かるけれど、区ではないので。

## 委員

改めて読ませていただいて思ったことがあります。一つは、職員の意見の中にもありましたけれど、この条例の位置づけです。僕も改めて考えてみたんですが、これまでの個人の理解としては、極めて自治基本条例的な性格を持った、しかし実態としては、「参加と協働のまちづくり条例」だというふうに、かなり灰色的な理解をしていたんですがそれで良いのかどうかというのが一つ。先ほども自治基本条例の性格を強くしてはどうかという意見もありまして、それは一つ考えどころだなと思っているんですが、この条例の位置づけと性格というのが、今一つ見る人からするとちょっと分かりにくいところがあるかなと改めて感じたんです。それは今から大きく変えるということではないにしても、具体的に説明が求められる場面があると思いますので、この中でコンセンサスをつくっておいた方が良くないかなと思います。

それと、いずれにしても自治基本条例の性格を持っているとしたら、大口町における自治の姿というのがどういうものであるのかということについては、この間具体的には議論されてきていなくて、それは先生の言う未来に属することですから、僕も時間的なことも含めてここで議論することは不可能ですので、次のステップとして宿題になるんだろうと思うんです。ただ、このところで感じる、何となくしっくりこない表現というのが、実はそういうことに全部つながっているような気がして、これはまた職員の指摘にありますけれど、書きぶりが、行政側から住民に対する配慮のもとに書かれているような書きぶりという指摘がありましたよね。そこが、なんとなく、住民と町執行機関との間の見えない溝というのがまだ完全に埋めきれないような雰囲気のところどころに残っていて、そこが気になるといえば気になります。よしといえばよしなんですが、気になると言えば気になる感じがして。そこは、僕なりに考えてみて、インターネットで他の市の条例なんかを見てみたんですが、一文を加えるとしたら、基本的に自治を促進するというのは、住民と議会と町、これは町長、執行機関、両方含めてのことですが、それが「一体的になって取り組むんだ」という一文がどこかにあると、その上で、それぞれに分担するという。雰囲気的には、前文とか、理念のところとかすって表現されているんですけど、3者が一体になってやるんだということがあった方が、みんなの腹に落ちるような気がして。その上であれば、住民はこう努めなきゃいけないとか、町の執行機関はがんばらなきゃいけないというような表現が、もっと素直に腹に落ちるかなという気がしました。それは表現上の工夫でできることかと思えます。

それともう一つは、参加と協働のまちづくり条例ということなんですが、特に4章以降の具体的な制度に関わることを改めて読みなおしてみても、これも別に不十分と言っているわけではありませんが、どちらかというところ、意見聴取とか説明責任を果たすとか、あるいは、もっと踏み込んだところで言うと、意見交換の機会をつくるとか、そういう比較的初歩的な参加の機会をつくるというものに加えて、地域懇談会と、既にやられている元気なまちづくり事業が並んでいるということを見ると、もう一步、先ほど言った一体的に取り組むところというところ、より参加から参画への機会のメニューがないかと思ってみたい。そういうようなことを思いました。

それは、前回個人的な意見で申し上げたんですが、町長さんが地域に出向いた地域懇談会で、トップと地域の皆さんの意見交換を越えて、先生が前回示してくれた資料にあるような、いわゆる地域自治組織の皆さん対町長さんという関係だけではなくて、もっとボランティア、NPO的な活動をしている人もそうだろうし、それ以外にも諸々の地域に関わる関係者がいらっしやると思います

けれど、そうした人たちを含めた、相互の対話集会的なイメージが出てくると、さっきから言っているみんなで一体的に取り組むイメージがもう少し鮮明になるかと思いました。

ただこれは、スケジュール的なことを考えても、内容を盛り込むことになる調整が大変になると思いますので、未来への宿題というふうにしておくことになると思いますが、おそらく時代の流れからいうと、遠からずそういうことが普通になってくると思うので、少なくともこの中では、コンセンサスが必要かなと。

それから、付随して言うと、それはおそらく地域自治組織の位置づけについても、先ほど議論がありましたけれども、これも合せて出てくるでしょうし、もう一つ僕の世代からいうと、地域自治と言われても、現役で働いている20代、30代、40代というぐらいの世代は、仕事との兼ね合いが難しく、日本の状況を考えるとどこでも一緒の話かもしれませんが、かつての農村集落のようにそこに住むことと働くことが一体ではないので、職と住が分離している中で現実的には自治というのは非常に難しい。今の自治組織のようにリタイアメントした方にある程度お願いするしかないことになる。きっとそれも時代の流れの中で、みんなで考えていく課題になってくると思いますが、おそらくはそういうことも含めて、大口町における自治の将来的な理想的な姿がどういうものになるのかは、またこれをセットにして考えるタイミングがやってくるんじゃないかなと考えました。

個人的には、そういうことをいろいろと気づいたんですが、あくまでもスケジュール的なこともありますし、ずいぶん議論を尽くしてきたこともありますので宿題にするところは宿題にするということで良いと思います。ただその課題を地域振興課の中できちんと継続してやっていただければと思います。

#### 委員長

考えていることを「これで良いでしょうか」みたいに問いかけて、ちゃんとかえってくるような投票制度とか、何かそういうような制度であっても良いような気もするし、どうでしょうか。何か、こういうことをしたいけれどどうだろう、という時に、議会に聞いても間接的にしか分からないし、そういう本当に問いかけたい人に質問をしてOKかどうかという、何かそういうことができるような意見の聞き方というか。パブリックコメントと言っているような大きい問題でどうですかというものではなくて、もっと小出しにして、どうだろうと気軽にやりとりができるような、意見がもらえるような。まだいろいろとあると思うんですね。だから、そこまで考えると、今回パーフェクトなものなんかつくれない。つくったとしてもまたどんどん時代の状況が変わっていくから、またそれは存在意義がなくなって。まずは、これはこれで良いのかなと思っています。

前から言っていたんだけど、自治基本条例、憲法のようなというのと、少し物足りないというのがあるけれど、あくまでも参加と協働のまちづくり条例ということで、住民主体の皆さんがという、そのところがはっきりすれば良いんじゃないかと思うんですね。議会もそう、執行機関、首長さんだっ、住民が選ぶんだから、そのところで今までのなりゆきで議会とか役場というのが、なんとなく惰性的に群れているような、その辺でそぐわなくなっているんだということがあるので、だから、町民主体のまちづくりということをおけば良いのかなと思うんです。

やっぱり僕も同じで、最後の最後のところで何かちょっとしっくりこない、何か言い足りないところがあるんだという、何かがあるんですね。基本的には、今の段階で良いものになっているんじゃないかと思います。

#### 職務代理者

これで良いのかというのは、迷うのも人間らしいと思いますけれど、やっぱり思いきりというこ

とで前へ進まないといけないと思うんですね。

委員長

つくって、動かしてみても、それであれだったらというような、たぶんこの先もいろいろと出てきますよ。その時に、きちんとまたそれを、次の皆さんで「こうしたら」と、また新しいものが出てくると思うので。

職務代理者

今、海外派遣事業の関係で、大学生から中学生まで30人以上の論文を読んでいます、これならば、恥ずかしくないと思いますから。若い人たちから勇気をもらいましたけれど、この文章をそういう気持ちで見ましても、勇気が沸いてくるんじゃないですかね。不十分かもしれないけれど。

委員長

子どもの参加というの、ちゃんと入れていただいていますけれど、あれは子どもの方からどんどん意見を出せるような仕組みになっていくと良いなと思うんですね。

それでは、大変希望の持てる意見が出たところで、職員の皆さんから出されたことは、皆さんもかなり「そうだね」と思うところがあると思うので。

職務代理者

浸透のカギになっていただけるように。少なくとも精査してということはこちらに出ていますから。

委員長

というところで、もう一回パブリックコメントの結果が出てきたところで、どのような意見が出るのか、その辺ももう一度見させていただいて、もう一度みんなで協議をして、議員さんとの懇談会に臨むというような感じでしょうか。

部長

お手数ですが、もう一度、18から22日の週でお願いができればと思います。

※5月20日（水）午後1時30分で決定

その時には、パブリックコメントでいただいた意見と、職員から出てきた意見で修正を掛けたものをお出ししたいと思います。

職務代理者

いちいち箇条書きである必要はないので、このグルーピングしたものに対して、我々はこういう態度を取りたいんだと言っただけであれば良いです。

委員長

それでは、本日はどうもありがとうございました。

■閉会